

とりぎん ホームバンキングサービス「ホットライン」利用規定

とりぎんホームバンキングサービス「ホットライン」は、お申込人（以下「契約者」といいます。）のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「パソコン」といいます）と当行のコンピュータをオンライン接続し、ご利用にあたっては、本規定によりお取扱いさせていただきます。

第1条 照会サービス

- (1) ご照会対象口座は、利用申込書によりあらかじめ指定された契約者名義の預金口座とします。
- (2) 照会は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて行うものとします。
- (3) 当行は、受信した内容と届出の内容および、当行とあらかじめ取り決めた暗証番号とを照合し、一致した場合、送信者を契約者として取扱います。

第2条 振込・振替サービス

- (1) 振込・振替サービスは、契約者からのパソコンによる依頼にもとづき、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ契約者が指定した当行本支店または他行の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合に利用できるものとします。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座が同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱います。
 - ② 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行本支店にある場合、または異なる名義の場合は「振込」として取扱います。
 - ③ 入金指定口座が他行の場合は「振込」として取扱います。
- (3) 「都度指定方式」は、端末機による依頼にもとづき、依頼日の翌営業日以降10営業日以内の営業日で契約者が指定する日に、支払指定口座より、ご指定金額を引落しのうえ、契約者が都度指定した当行本支店または他行の預金口座（以下「入金指定口座」という）へ入金する場合に利用できるものとします。

支払指定口座は利用申込書により、契約者からあらかじめお届けいただくものとします。

第3条 振込または振替の受付等

- (1) 振込または振替を依頼する場合は、接続IDを利用して送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて操作して下さい。
- (2) 当行で受信した支店番号・預金の種類・口座番号（以下「会員番号」といいます。）、登録番号および暗証番号が、当行であらかじめ指定した登録番号、届出の会員番号、暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなし振込・振替の取扱いを行います。
- (3) ご依頼の内容については、当行が1件ごとに振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続をいたします。

- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定またはカードローン規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額は、当行があらかじめ指定した金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当行が定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。
 - ①振込金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。
 - ②他行あて振込において、あらかじめお届けいただいた振込限度額を超える場合。
 - ③支払指定口座または入金指定口座が解約済のとき。
 - ④契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
 - ⑤差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- (8) 振込取引において入金指定口座への入金ができない場合には、組戻し手続きにより処理します。

第4条 振込・振替取引の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに預金通帳への記入または当座勘定出入明細表により取引内容を照合してください。なお、当行所定の日以前月分のご利用明細をお送りしますので、お取引の内容をご確認ください。万一取引内容に相違がある場合、直ちにその旨をお取引店へご連絡ください。
- (2) 取引内容に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

第5条 免責事項

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 振込・振替サービスの利用にあたり、受付の際送信された会員番号、登録番号、暗証番号と当行であらかじめ指定した登録番号、届出の会員番号、暗証番号との一致を確認し、意思確認コードを受信・取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 解約

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。

- (2) 但し、契約者からの解約の場合は、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。なお、解約の届出は当行の解約処理が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の都合により本契約を解約する場合は、届出の名称、住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が名称、住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (4) 1年以上にわたり、本サービスのご利用がない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがあります。
- (5) 基本手数料引落口座が解約されたときは、当行はお客さまへの通知なしに本契約を解約することができるものとします。また、照会サービス、振替・振込サービスのご利用口座が解約されたときは、当該口座に関するサービスは解約されたものとみなします。
- (6) 契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約にもとづく全部または一部のサービスの提供を停止、または本規定にもとづく契約を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき、または、申立てを受けた場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があった場合
 - ② 手形交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けた場合。
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責めによって、当行において契約者の所在が不明となった場合
 - ④ 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じた場合
 - ⑤ 相当期間にわたり本サービスの利用がない場合
 - ⑥ 解散、その他営業活動を休止した場合、または、相続の開始があった場合
 - ⑦ 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - ⑧ パスワード等を不正に使用した場合
 - ⑨ 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反した場合
 - ⑩ その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする事由が生じた場合
- (7) 契約期間の途中で解約もしくはサービスの全部および一部停止の場合でも、日割りで利用手数料の一部を払い戻すことはいたしません。
- (8) 契約者が、次の各号の一つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または契約者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。
- ① 契約者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②契約者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(9) 本契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

第8条 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、当行所定の基本手数料をお支払いください。
- (2) 振込・振替サービスにより振込む場合は、当行所定の方法により当行所定の振込手数料をお支払いください。
- (3) 前(1)、(2)項の手数料は、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、あらかじめ指定された手数料引落指定口座から、毎月所定の日自動的に引落します。
- (4) 第3条(8)項により「組戻し」の取扱いをした場合には、当行所定の組戻し手数料をお支払いください。

第9条 規定の準用

この契約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書およびカードローン規定により取扱います。

第10条 利用期間

このサービスの当初利用期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない

限り、利用期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

第11条 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当行Webサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2026年4月現在